

ユーザーの損害責任保険加入義務について

公益財団法人高輝度光科学研究センター（JASRI）
利用推進部

ユーザーの皆様がSPring-8/SACLAで利用実験を実施される際には、不慮の事故等に備えて傷害保険（又はそれと同等の保険）に加入いただいておりますが、2016A期以降はこれに加えて損害賠償責任保険（同）に加入いただくこととなりました。

当該事項は、SPring-8/SACLAの利用研究課題申請時にオンラインにて誓約いただく誓約事項（下記）に記載されています。

誓約事項 抜粋

（損害保険）

- * 利用実験実施等に際し、不慮の事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険又はこれらと同等の保険に加入するとともに、共同実験者が学生の場合は、これら保険に加入していることを確認すること。

近年の高額な賠償を伴う重大な自転車事故の発生・増加を背景に、兵庫県では2015年に全国初となる自転車保険の加入が義務化されるなど、万が一の場合に適切に備えることが社会一般に広がっています。

SPring-8/SACLAでは、ユーザーの皆様における利用実験中の極めて深刻な事故等はこれまで幸いにも発生していませんが、一歩間違えば重大な事故につながりかねなかったような事例がない訳ではありません。そのような状況を総合的に考慮してユーザーの皆様には傷害保険及び損害賠償責任保険の加入義務を明文化しました旨、何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、これら保険の有無に関わらず、引き続き研究環境その他の安全確保に最大限努めてまいりますので、ユーザーの皆様におかれましてもご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上